

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課)

ページ

規則

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十八号

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築基準法施行細則(昭和二十六年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「法第六条の二第三項」を「法第六条の三」に改める。

第二十三条の次に次の二条を加える。

(移転の認定申請)

第二十三条の二 政令第三百三十七条の十六第二号の規定による移転の認定申請に係る省令第十条の四の二の規定により知事が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。

一 省令第一条の三第一項の表一のい項に掲げる図書

二 省令第一条の三第一項の表一の(3)項に掲げる図書

三 省令第一条の三第一項の表二の(3)項の(3)欄に掲げる既存不適格調書

四 その他知事が必要と認めると認める図書

(全体計画認定の申請)

第二十三条の三 省令第十条の二十三第六項の規定により知事が規則で定める図書及び書類は、法第六条の三第七項又は法第十八条第十項の適合判定通知書又はその写しとする(建築物の計画が法第六条の三第一項又は法第十八条第四項の規定により構造計

算適合性判定を要しない場合を除く。)

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。
- 2 建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる建築物に係る同法による改正前の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条の二第三項の規定により提出する書類の経由については、改正後の第一条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成二十七年五月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社